章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 第七十八号 | 十八万七千円 |
| 第八十二号の二 | 十二万五千円 |
| （略） | （略） |
| 三～五　（略） | |

別表第二

| 特定装置審査試験項目 | 特定装置審査試験項目別費用額 |
|---|---|
| 一～五十二　（略） | （略） |
| 五十三　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）、軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。） | （略） |
| 五十四　（略） | （略） |
| 五十五　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）に係る試験に限る。） | 六十四万二千円 |
| 五十五の二　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。） | 二十七万円 |
| 五十六～九十三　（略） | （略） |

章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 第七十八号 | 十八万七千円 |
| （略） | （略） |
| 三～五　（略） | |

別表第二

| 特定装置審査試験項目 | 特定装置審査試験項目別費用額 |
|---|---|
| 一～五十二　（略） | （略） |
| 五十三　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。） | （略） |
| 五十四　（略） | （略） |
| 五十五　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）に係る試験に限る。） | 六十四万二千円 |
| 五十六～九十三　（略） | （略） |